

沿道バナーフラッグ取付金具等売扱仕様書

本仕様書は、1.に記載する売扱物品の売扱いに関するものである。本売扱契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

1. 売扱物品及び保管場所

品名	形状・寸法	数量	物品所在地（施設名）
沿道バナーフラッグ 取付金具等	別紙資料参照		堺市堺区築港南町2 (大浜埠頭 荷捌き地2級地)

※数量等はあくまで、予定数量であり実際は下見を行い確認すること。

※売扱物品については、別紙資料にある保管のために使用した物品も含む。

2. 下見

1) 入札参加を希望する者は必ず売扱物品の下見を行い、「物品買受申込書」に下見立会者の証印を受けること。下見立会者の証印のない入札は無効とする。

2) 下見を希望する際は、下記の日時において下見を行うことができ、12月8日（月）17時までに必ず電話にて「7.事業担当課」まで事前連絡を入れ、時間調整を行うこと。事前連絡のない下見については受け付けないものとする。

下見日時：令和7年12月10日（水）午前10時～午後3時

堺市堺区築港南町2（大浜埠頭 荷捌き地2級地・大阪港湾局所管施設）

3) 下見時は、数量の確認の他、駐車場所・経路等の確認も併せて行うこと。

4) 別紙資料記載の各取付金具の1本あたりの重量はあくまで予定重量であり、下見時に買取人が計量法に基づく検査に合格した計量器を持参して各取付金具の1本あたりの重量を確認すること。

5) 下見時に「令和7・8・9年度物品売扱入札参加承認証」と「金属くず業許可証」または「金属くず行商届出済の証」を確認するので、持参すること。

3. 売買代金の納付期限

令和8年1月26日（月）

4. 物品の引取期限

令和8年2月20日（金）午後4時

5. 物品の引取作業及び日程

- 1) 物品の引取については、代金納入後、本市職員の承認を得てから、本市職員の立会のもと引取作業を行うこと。また、物品引取後、物品受領書を速やかに提出すること。
- 2) 引取作業及び日程については、事前に本市職員と詳細な打合せを行い、その指示を受けること。事前の打合せをせず、当日に引取の連絡があった場合は、引取を拒否することがある。
- 3) 引取時間は、平日の午前10時から午後4時までとする。
- 4) 引取に際しては、買受人が必ず立会すること。なお、立会なき場合は、引取を拒否することがある。
- 5) 引取作業に際しては、安全対策に万全を期すこと。万が一、本市又は第三者に損害等を与えた時は、買受人においてその損害を賠償すること。また、引取作業中に発生した事故等については、全て買受人の責任において処理すること。
- 6) 物品の引取に要する費用等は全て買受人の負担とする。

6. その他

- 1) 本仕様書について疑義のある場合は必ず入札前にこれをただし、本仕様書記載事項を確認のうえ入札を行うこと。落札決定後の異議申立ては一切認めない。
- 2) 本契約は上記の見積に基づく定額契約とし、契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更を一切認めない。
- 3) 記載の数量等は、本市の予定数量及び予定重量であり、確定数量との差異について、買受人は異議申し立てることはできない。
- 4) 本売払契約締結後の本物件については、本市は一切の責任を負わないものとする。

7. 事業担当課

大阪府・大阪市万博推進局 機運釀成部 推進課

T E L 0 6 - 6 6 9 0 - 7 6 4 0 • F A X 0 6 - 6 6 9 0 - 7 8 0 5

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（万博推進局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（万博推進局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

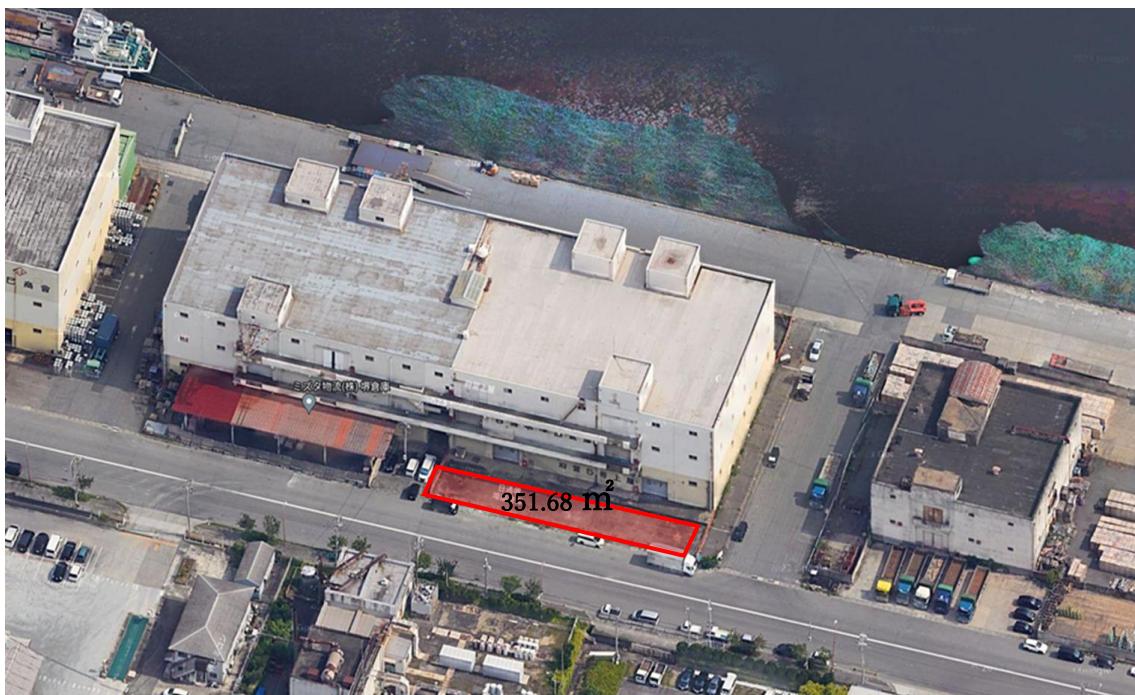
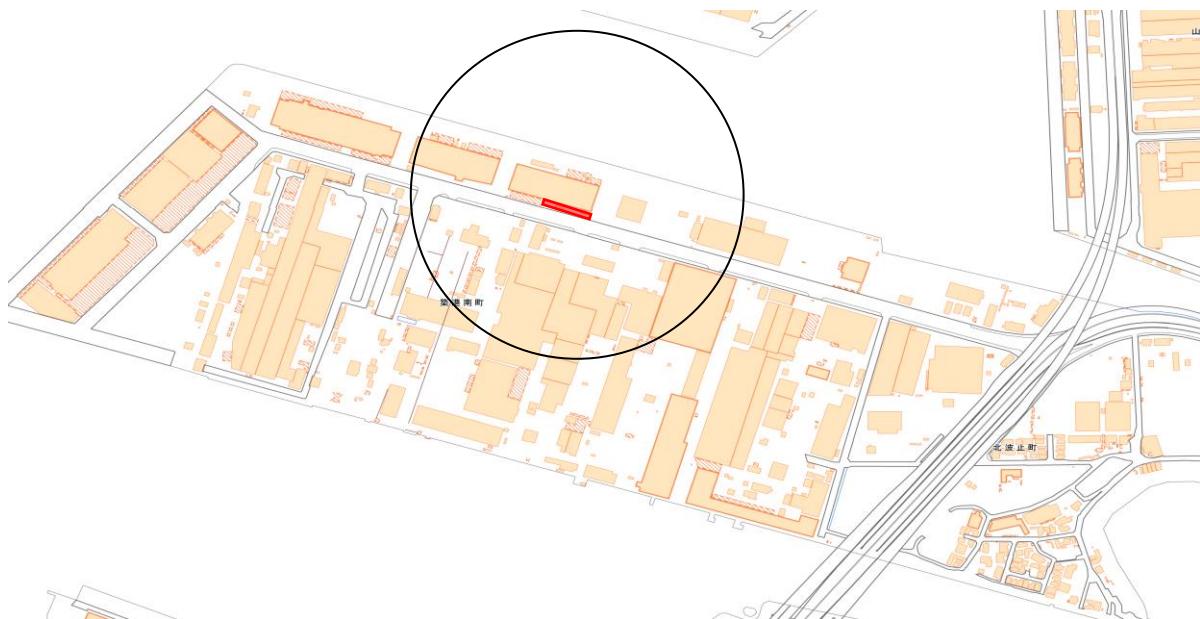
車両使用に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課

自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

■保管場所 堺市堺区築港南町2 (大浜埠頭 荷捌き地 2級地)





取付金具等の形状・数量について

(別紙資料)



上部金物 大バナー／丸 (スチール) ／八角 (スチール)	1本: ≈ 3.5kg	約290本
中バナー (スチール)	1本: ≈ 3.2kg	約40本
小バナー (スチール)	1本: ≈ 1.8kg	約400本
下部金物 (スチール)	1個: ≈ 0.55kg	約1,000個
上部金物(国道2号線用) (スチール)	1個: ≈ 0.25kg 約200個 フレコンバック1包	
パレット 約20個	ブルーシート数枚	



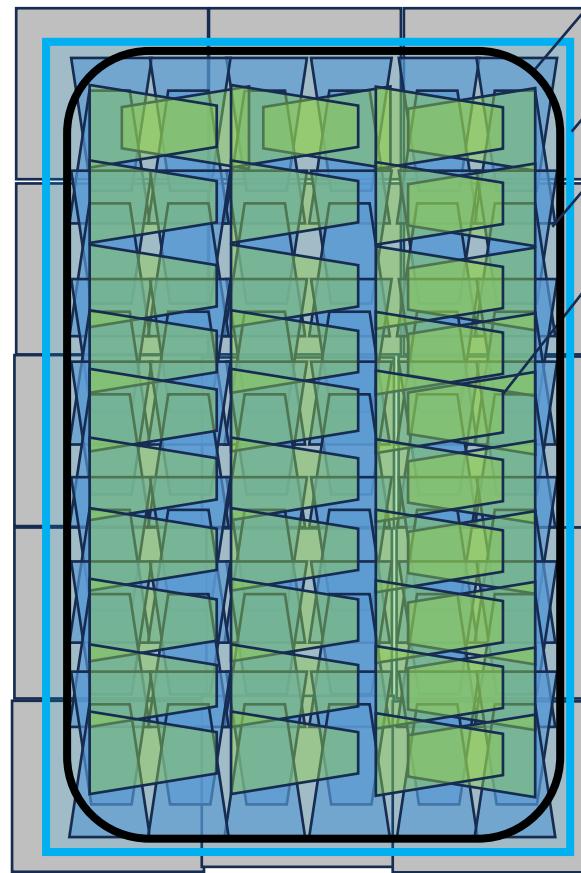
上部金物／大・中・小

※イメージ

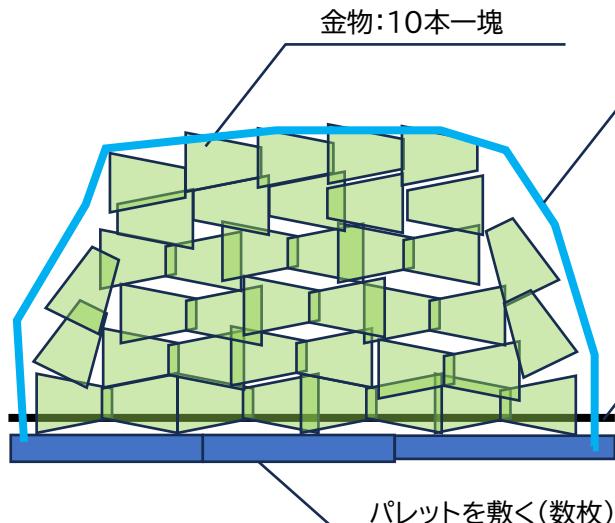
①パレット数枚を敷く

②金物を10本づつ番線で一塊にして、パレットの上にランダムに積み上げる。

③ブルーシートをかぶせロープ等で縛り、風で飛ばされないようにする。



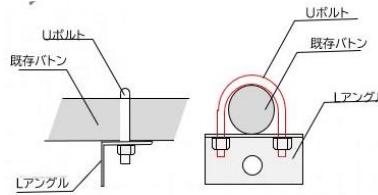
ブルーシート
パレットを敷く(数枚)
ロープ
金物:10本一塊



上部金物(国道2号線用)
下金物

※イメージ

1t用フレコンバックに入る



パレット:1100×1100×150mm